

(電子メール施行)

薬 号 外
平成31年3月26日

一般社団法人宮城県薬剤師会会長 殿

宮城県保健福祉部薬務課長
(公 印 省 略)

宮城県「移住支援・マッチング支援事業」の周知について(依頼)

本県の薬事行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、東京圏への過度な一極集中の是正と県内中小企業等の人手不足解消を目的として、東京圏からの移住者のうち、県が対象として登録した中小企業等に就業した場合に移住支援金を支給する「移住支援・マッチング支援事業」を本年4月から開始します。

つきましては、県内中小企業等の皆様に積極的に制度を活用していただくため、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

なお、本事業の問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1 移住支援金の支給対象法人の登録申請について

担当：宮城県経済商工観光部雇用対策課

電話：022-211-2772

電子メール：koyousu@pref.miyagi.lg.jp

※支給対象法人の登録申請先は本社・本店が所在する市町村です。

2 移住支援金の支給について

担当：宮城県震災復興・企画部地域復興支援課

電話：022-211-2454

電子メール：tisini@pref.miyagi.lg.jp

担当：薬事温泉班 高橋

電話：022-211-2652

FAX：022-211-2490

電子メール：yakumu-y@pref.miyagi.lg.jp

各団体の皆様へ

宮城県「移住支援・マッチング支援事業」の御紹介

本県の地方創生の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県では、東京圏への過度な一極集中の是正と県内中小企業等の人手不足解消を目的として、東京圏からの移住者のうち、県が対象として登録した中小企業等に就業した場合に移住支援金を支給する「移住支援・マッチング支援事業」を本年4月から開始します。

県内中小企業等の皆様に積極的に制度を活用していただくため、貴団体内の会員に対する事業の周知について御配慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

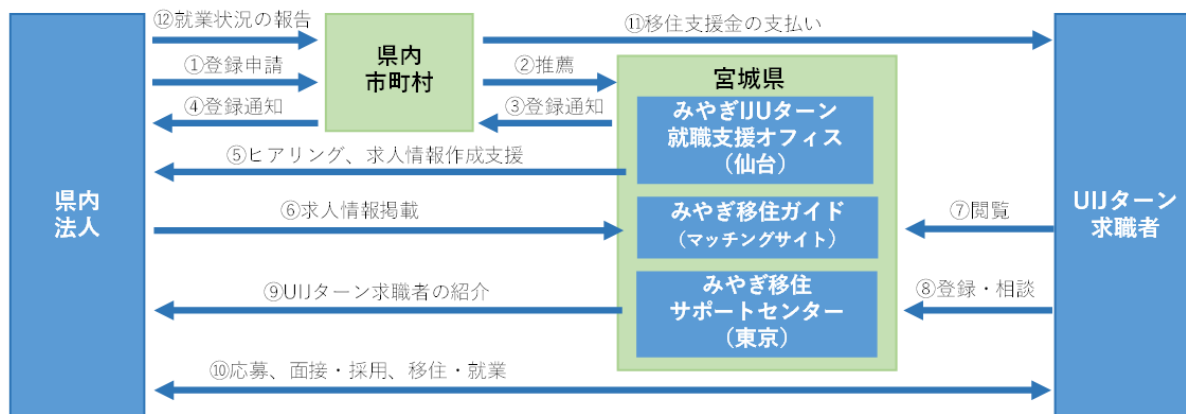
1. 移住支援・マッチング支援事業の概要

- 東京 23 区(在住者又は通勤者)から宮城県内に移住し、宮城県に登録された中小企業等に新規就業した方に移住支援金^(※)を支給します。
※世帯移住の場合は 100 万円、単身移住の場合は 60 万円
- 移住支援金の支給対象法人となるためには、事前の登録が必要です。
- 登録された求人情報は、宮城県が運営する「みやぎ移住ガイド」と大手民間サイトに掲載されます。また、首都圏の移住相談窓口「みやぎ移住サポートセンター」の相談員が、登録法人の魅力等を詳しく説明しながら、UIJ ターン求職者とのマッチングを図ります。

2. 登録申請が可能な法人の要件【以下の全てに該当する中小企業等が対象となります】

- ①製造業、②農林水産業、③宿泊業、④情報通信業、⑤医療・福祉、⑥各市町村が地域の担い手として重要と考える産業分野で別に指定する産業分類に位置づけられる法人であること
※本県では、上記①～⑤の5分野を本県の人材確保重点分野に選定しました
 - 官公庁等でないこと
 - 資本金 10 億円以上の法人でないこと
 - みなし大企業でないこと
 - 本社所在地が、①東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の地域又は②条件不利地域（※）にある法人であること
※過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島復興法、半島復興法又は小笠原諸島復興開発特別措置法の指定区域を含む市町村
 - 雇用保険の適用事業主であること
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
 - 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと
- ※なお、移住支援金の対象は、週 20 時間以上の無期雇用契約の求人となります

3. 登録申請から採用までの流れ



- ① 移住支援金の支給対象法人の登録を希望する法人は、原則として本社又は本店の所在地の市町村担当者に相談の上、登録申請書等を当該市町村に提出します。
- ② 申請を受けた市町村が登録要件を確認の上、県に登録を推薦します。県は登録要件を満たす法人を対象法人として登録します。
- ③④ 県は市町村を通して、登録した法人に対して通知をします。
- ⑤ 「みやぎ IU ターン就職支援オフィス」が求人内容に関するヒアリングを実施し、留意事項等を説明しますので、これを踏まえ、求人情報を作成いただきます。
- ⑥⑦ 作成いただいた求人情報は「みやぎ移住ガイド」のほか、大手民間求人サイトにも掲載され、UI ターン求職者の閲覧に供されます。
- ⑧⑨ UI ターン求職者からの相談を受けた「みやぎ移住サポートセンター」が、求人内容等に合致する求職者をご紹介します。
- ⑩ 求職者の採用を内定した際は、「みやぎ移住サポートセンター」にご連絡ください。
- ⑪ 就業者が移住先市町村に対し、移住支援金の給付申請をしますので、就業証明書の発行などのご協力をお願いします。
- ⑫ 移住支援金の申請から1年を経過した時点で、移住先市町村に就業継続の有無についてご報告ください。

4. 受付期間とスケジュール

登録申請の受付は、2019年4月に開始し、5月17日（金）まで受け付けます。

2019年4月	【法人→市町村】相談・申請書受付開始（5月17日（金）受付終了）
2019年5月～6月	【市町村・県】対象法人候補の要件等確認
2019年7月	【市町村→法人】登録通知 →みやぎ移住ガイドに求人一覧を掲載・マッチング開始
2019年7月～順次	採用、移住・就業

※申込状況により再募集する場合があります。

問い合わせ先	
対象法人の登録申請について 担当：宮城県経済商工観光部雇用対策課 電話：022-211-2772 電子メール：koyosu@pref.miyagi.lg.jp	移住支援金の支給について 担当：宮城県震災復興・企画部地域復興支援課 電話：022-211-2454 電子メール：tisini@pref.miyagi.lg.jp

問い合わせ先【移住支援金の支給対象法人の登録申請】

	市町村	担当課	電話番号	メールアドレス
1	仙台市	経済局産業政策部地域産業支援課	022-214-1007	kei008050@city.sendai.jp
2	石巻市	復興政策部地域振興課	0225-95-1111	islocpromo@city.ishinomaki.lg.jp
3	塩竈市	産業環境部商工港湾課	022-364-1124	syoukou@city.shiogama.miyagi.jp
4	気仙沼市	震災復興・企画部震災復興・企画課	0226-22-6600	kikaku@kesenuma.miyagi.jp
5	白石市	市民経済部企業立地定住促進課	0224-22-1327	kiritu@city.shiroishi.miyagi.jp
6	名取市	総務部政策企画課	022-724-7144	kikaku@city.natori.miyagi.jp
7	角田市	産業建設部商工観光課	0224-63-2120	syoko@city.kakuda.lg.jp
8	多賀城市	市民経済部商工観光課	022-368-1141(内471)	kanko@city.tagajo.lg.jp
9	岩沼市	市民経済部産業立地推進室	0223-22-1111	sangyouricchi@city.iwanuma.lg.jp
10	登米市	産業経済部産業連携推進課	0220-34-2549	sangyorenkei@city.tome.miyagi.jp
11	栗原市	商工観光部産業戦略課	0228-22-1220	sangyo@kuriharacity.jp
12	東松島市	産業部商工観光課	0225-82-1111	syoko@city.higashimatsushima.miyagi.jp
13	大崎市	市民協働推進部政策課	0229-23-2129	seisaku@city.osaki.miyagi.jp
14	富谷市	企画部企画政策課	022-358-0517	kikakuseisaku@tomiya-city.miyagi.jp
15	蔵王町	まちづくり推進課	0224-33-2212	machidukuri@town.zao.miyagi.jp
16	七ヶ宿町	ふるさと振興課	0224-37-2194	shichi24@town.shichikashuku.miyagi.jp
17	大河原町	商工観光課	0224-53-2659	syoukou@town.ogawara.miyagi.jp
18	村田町	地域産業推進課	0224-83-2113	mura-tik@town.murata.miyagi.jp
19	柴田町	商工観光課	0224-55-2123	promote@town.shibata.miyagi.jp
20	川崎町	地域振興課	0224-84-2111(内線1222)	chishin@town.kawasaki.miyagi.jp
21	丸森町	商工観光課	0224-87-7620	shokou@town.marumori.miyagi.jp
22	亘理町	商工観光課	0223-34-0513	kigyo1@town.watari.miyagi.jp
23	山元町	子育て定住支援課	0223-37-1113	新設課のため現時点で未定
24	松島町	企画調整課	022-354-5702	info@town.matsushima.miyagi.jp
25	七ヶ浜町	産業課	022-357-7443	sangyou@shichigahama.com
26	利府町	産業振興課	022-767-2120	kankou@rifu-cho.com
27	大和町	まちづくり政策課	022-345-1115	seisaku@town.taiwa.miyagi.jp
28	大郷町	まちづくり推進課	022-359-5537	machidukuri@town.miyagi-osato.lg.jp
29	大衡村	企画財政課	022-341-8510	kizai@vill.ohira.lg.jp
30	色麻町	企画情報課	0229-65-2127	kikaku@town.shikama.miyagi.jp
31	加美町	ひと・しごと支援室	0229-63-5611	kigyou@town.kami.miyagi.jp
32	涌谷町	まちづくり推進課	0229-43-2119	gr-shoukou@town.wakuya.miyagi.jp
33	美里町	産業振興課産業活性化戦略室	0229-25-3329	senryaku@town.misato.miyagi.jp
34	女川町	産業振興課	0225-54-3131	syoko@town.onagawa.lg.jp
35	南三陸町	商工観光課	0226-46-1385	syoukou@town.minamisanriku.miyagi.jp